

平成31年度しずおか農商工連携基金事業 二次募集のご案内

公益財団法人静岡県産業振興財団

【募集期間：平成31年2月13日(水)～3月15日(金)】

1 目的

本事業は、静岡県・(独)中小企業基盤整備機構・(公財)静岡県産業振興財団が共同で総額10億円の「しずおか農商工連携基金」を造成し、中小企業者と農林漁業者が連携して行う、新商品の開発・販路開拓・省エネ等対策に係る研究開発への取組に対し、その事業実施に必要な経費の一部を助成することで、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

2 助成対象者

中小企業者と農林漁業者の連携体であって、連携体の代表者の主たる事務所、事業所又は住所が静岡県内に有する者

(1)中小企業者の定義

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)に定められた中小企業者(農林漁業者を除く。)

(注)中小企業者であっても、以下のいずれかに該当する者は除きます。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

(2)農林漁業者の定義

- ①農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定められた農業協同組合及び農業者
- ②森林組合法(昭和53年法律第36号)に定められた森林組合及び森林法(昭和26年法律第249号)に定められた森林所有者
- ③水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に定められた漁業協同組合及び漁民

3 助成対象事業

中小企業者と農林漁業者のそれぞれが保有する経営資源(設備、技術、知識、技能等)を活用した次の事業とします。

事業名	内容
新商品・新サービス開発事業	中小企業者と農林漁業者が連携し、県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの新商品や新サービスの開発を行う事業 (※連携内容が、単なる原材料の授受や業務の受委託等とみなされる事業は対象となりません。)
販路開拓事業	中小企業者と農林漁業者が連携し、県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの商品やサービスの流通方法の開発、マーケティングや販売促進を行う事業 (※当該申請者の農商工連携による成果品を、それぞれが役割をもって販路開拓に取組む内容である必要があります。)
省エネルギー等対策事業	中小企業者と農林漁業者が連携し、農業用ハウスや暖房機、漁業用エンジンなどの農林漁業の生産施設・機材における省エネルギー対策や農林漁業の機械化、生産・養殖の効率化技術など省力生産対策の研究開発を行う事業 (※研究開発を目的とした事業である必要があり、単に省エネ設備等の導入するものは対象となりません。)

4 助成期間・助成限度額・助成率

事業名	助成期間	助成率	助成限度額
新商品・新サービス開発事業	1年以内	助成対象経費の 2/3以内	1件あたり 200万円
販路開拓事業			
省エネルギー等対策事業			

5 助成対象経費

当該事業に直接必要な最少経費であって、交付決定日（平成31年4月予定）から平成32年2月末日（手形の場合は決済完了）までに支出する下表の経費とします。

ただし、消費税及び地方消費税、振込手数料は対象外です。

(1) 「新商品・新サービス開発事業」「省エネルギー等対策事業」

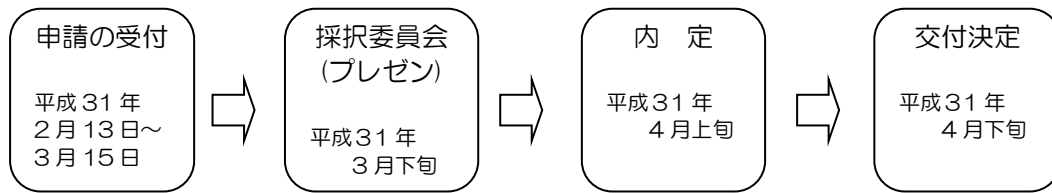
科目	内容
原材料費	試作品の開発や実験等を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費（*連携外からの調達品に限ります。）
機械装置等購入経費	試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用（レンタル・リース）、保守又は修繕に要する経費 （*汎用性が高いと判断される機械等については、原則として借用に限ります。なお、本事業で開発した試作機等は、助成事業終了後、製造用に転用できません。）
外注加工費	試作品の開発や実験等を行うために必要な加工において、外注した際に支払われる経費
技術コンサルタント料	試作品や商品の改良を行うに当たり、コンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	専門的知識を有する部分について、第三者に委託する際に支払われる経費（*総事業費の5割を超えないこと。）
その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費及び消耗品費などで対象事業への用途が特定できるものに限る。

(2) 「販路開拓事業」

科目	内容				
専門家謝金	専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・助言等を受けた場合に謝礼として支払われる経費				
旅費	<table border="1"> <tr> <td>専門家旅費</td> <td>技術指導等を受けた場合に、旅費として専門家に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。）</td> </tr> <tr> <td>職員旅費</td> <td>展示会出展、情報収集等を行うための旅費として、連携体の職員に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。また、宿泊は展示会開始の前日から終了日までを限度とします。）</td> </tr> </table>	専門家旅費	技術指導等を受けた場合に、旅費として専門家に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。）	職員旅費	展示会出展、情報収集等を行うための旅費として、連携体の職員に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。また、宿泊は展示会開始の前日から終了日までを限度とします。）
専門家旅費	技術指導等を受けた場合に、旅費として専門家に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。）				
職員旅費	展示会出展、情報収集等を行うための旅費として、連携体の職員に支払われる経費（*実費支給を原則とし、日当は対象外となります。また、宿泊は展示会開始の前日から終了日までを限度とします。）				
委託費	専門的知識を有する部分について、第三者に委託する際に支払われる経費（*総事業費の5割を超えないこと。）				
その他	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、通訳料、翻訳料、消耗品費、会場整備費、保険料、研修・講習会費、展示会出展料、サンプル品作成料などで対象事業への用途が特定できるものに限る。				

(注) 上記(1)(2)記載の経費に該当するものでも、審査により対象外となることがあります。

6 交付決定までのスケジュール（予定）



(1) ヒアリング

ヒアリング（2月13日～3月8日）は作成していただいた申請書に基づき事業計画の確認、現地調査（必要に応じて）等を行います。ヒアリング終了後、完成した申請書により申請を受け付けます。

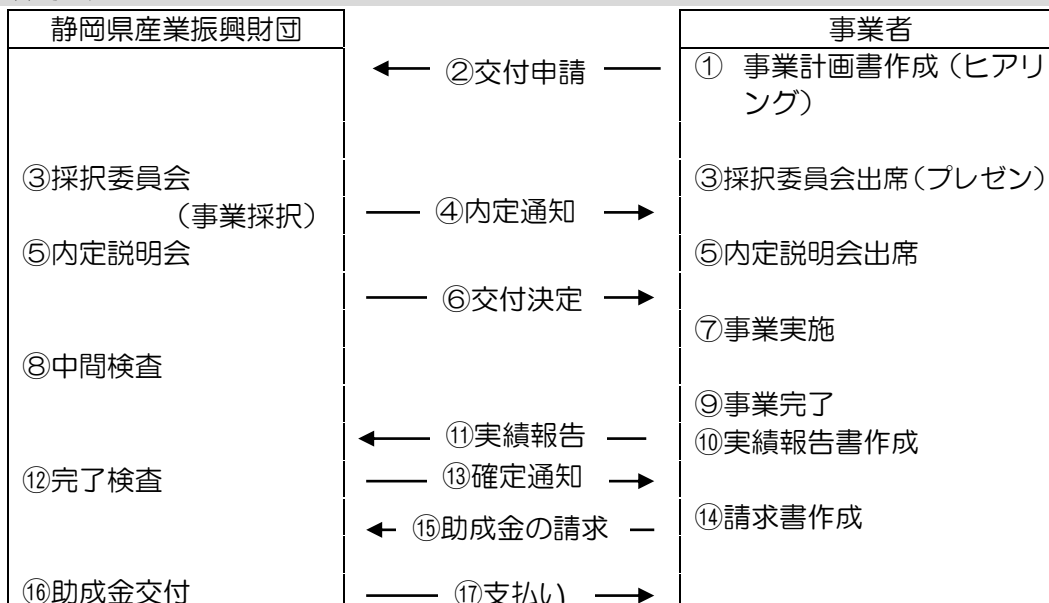
(2) 採択委員会

有識者等で構成する「しずおか農商工連携基金事業採択委員会」において、申請者からプレゼンテーションを実施していただきます。なお、採択委員会では、①連携体の適格性、②事業計画の妥当性、③新商品・新サービス等の市場性、④事業の実現性・継続性、⑤地域経済への波及効果などの観点から総合的な審査を行います。また、審査結果を通知しますが、採否の理由等についてはお答えできません。

7 その他注意事項

- (1) 申請にあたっては、「しずおか農商工連携基金事業助成金交付要綱」の内容を十分にご確認ください。（交付要綱は、静岡県産業振興財団のホームページからダウンロードしてください。）
- (2) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名、住所、採択テーマ名を公表します。
- (3) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (4) 助成事業終了後は5年間、毎年度、助成事業に係る過去1年間の成果状況の報告及び決算書を提出していただきます。
- (5) 助成事業終了後2年以内の事業化を目標とし、その事業化年度の総売上高が基金事業最終年度の総売上高と比較し、中小企業者では5%以上、農林漁業者では3%以上の増加を目標とした事業である必要があります。

8 全体事業スキーム



9 応募方法等

(1) 応募及びお問合せ先

(公財) 静岡県産業振興財団 産業創出支援グループ 研究開発支援チーム

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

〔電話〕 054-254-4512 〔FAX〕 054-251-3024

〔E-mail〕 sangyou@ric-shizuoka.or.jp 〔URL〕 <http://www.ric-shizuoka.or.jp>

(2) 応募期間

平成31年2月13日(水)～3月15日(金) 正午必着

(3) 応募方法 持参または郵送

(4) 提出書類

	書類名	部数	備考
1	交付申請書(様式第1号)	12部(正本1部、 副本11部)	静岡県産業振興財団のホームページから様式をダウンロードし、作成してください。
2	事業実施計画書(様式第2号)		
3	連携体全員分の直近2カ年の決算書の写し	各12部	【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書 【個人の場合】 青色申告決算書
4	連携体全員分の会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類	各12部	パンフレット等が無い場合は、A4判1枚で作成してください。
5	その他(任意)	12部	事業計画の説明に参考となる資料がある場合は、添付してください。

注) ご提出いただいた書類は返却しませんので、必ず控え(コピー)をお取りください。

【相談窓口】

県の6次産業化サポートセンター(農林事務所、水産技術研究所)では、本助成事業の事業計画に係る相談を受付けています。申請書の提出前に、最寄りの窓口にご相談ください。

機関名(窓口)	所在地	連絡先
賀茂農林事務所(地域振興課)	下田市中531-1	0558-24-2079
東部農林事務所(地域振興課)	沼津市高島本町1-3	055-920-2161
富士農林事務所(地域振興課)	富士市本市場441-1	0545-65-2193
中部農林事務所(地域振興課)	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9281
志太榛原農林事務所(地域振興課)	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9224
中遠農林事務所(地域振興課)	磐田市見付3599-4	0538-37-2284
西部農林事務所(地域振興課)	浜松市中区中央1丁目12-1	053-458-7219
水産技術研究所(普及総括班)	焼津市鵜ヶ島136-24	054-627-1817
水産技術研究所伊豆分場	下田市白浜251-1	0558-22-0835
水産技術研究所富士養鱒場	富士宮市猪之頭579-2	0544-52-0311
水産技術研究所浜名湖分場	浜松市西区舞阪町弁天島5005-1	053-592-0139